毎週火曜・金曜日発行　　○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

◎　告　示　　所管課（室）名

・漁業災害補償法に基づく特定第２号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立　　水産経営課
・畜舎建築利用計画の取消し　　畜産課
・道路の区域変更（２件）　　道路維持課
・一般競争入札の参加者の資格等　　警察本部会計課

◎　公　告

・大規模小売店舗の新設の届出　　経営支援課
・大規模小売店舗の変更事項届出（５件）　　〃
・肥料登録有効期間の更新　　農業イノベーション推進室
・土地改良区の役員の就退任　　農村整備課
・土地改良区の定款変更の認可（２件）　　〃
・測量の実施　　建設企画課
・測量の終了　　〃
・一般競争入札の実施　　警察本部会計課

◎　公安委員会告示

・地域交通安全活動推進委員の辞職の承認　　交通企画課

告　　示

長崎県告示第510号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第５項において準用する同法第105条の２第３項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第２項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第５項において準用する同法第105条の２第４項の規定により、公示する。

令和５年７月28日

長崎県知事　大石　賢吾

加入区	漁業の区分
平戸市第４加入区	小型合併漁業（主としてごち網を営む漁業）
新松浦第１加入区	小型合併漁業（主として船びき網を営む漁業）
新松浦第２加入区	小型合併漁業（主として船びき網を営む漁業）

長崎県告示第511号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第34号）第16条第２項の規定により畜舎建築利用計画の認定を取り消したので、同条第３項の規定により、下記の事項を公表する。

令和５年７月28日

長崎県知事　大石　賢吾

１．利用計画取りやめ届者の氏名
　藤田　満弦
２．畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日
　４畜第339号（認定番号第２号）
　令和４年９月30日
３．認定に係る畜舎等の工事施工地
　長崎県北松浦郡佐々町石木場免78－１、78－２
４．認定に係る畜舎等の種類
　飼養施設（牛舎）
　堆肥舎

長崎県告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和５年７月28日

長崎県知事　大石　賢吾

道路の種類　一般県道
路　線　名　松島循環線
道路の区域

区　　間	区域変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）	備　考
西海市大瀬戸町松島外郷字打越59番３地先から西海市大瀬戸町松島外郷字打越80番２地先まで	前	9.1～12.9	38.7	
	後	22.5～45.1	38.7	

長崎県告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和５年７月28日

長崎県知事　大石　賢吾

道路の種類　一般国道
路　線　名　202号
道路の区域

区　　間	区域変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）	備　考
西海市西海町中浦南郷字石内642番６地先から西海市西海町中浦南郷字石内642番３地先まで	前	13.6～18.1	19.0	
	後	13.6～26.4	19.0	

長崎県告示第514号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和５年７月28日

長崎県知事　大石　賢吾

１　競争入札に付する事項

車両メンテナンス業務委託

２　競争入札に参加することができない者

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しないものとする。

⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

⑶　競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

⑷　営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

⑸　原則として１年以上の営業実績を有しない者

⑹　この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

⑺　この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和５年２月17日付け崎組（暴排）第７号）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

３　競争入札参加者の資格及び審査

⑴　競争入札参加者の資格は、令第167条の５第１項に定める要件に基づき、⑵に掲げる事項について審査し決定する。

なお、車両メンテナンス業務委託に係る告示（令和３年長崎県告示第563号）に定める資格を有している者にあっては、当該資格に係る「資格審査結果通知書」の写しの提出をもって審査を免除できるものとする。

⑵　審査事項

審査事項は、以下のアからエまでとし、その対象とする区切り又は期間は、４の⑴の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度とする。

ア　純資産の額　前事業年度の純資産の額

イ　従業員数　　基準日の前日現在の従業員数

ウ　営業年数　　基準日の前日までの営業年数

エ　損益状況　　前事業年度の損益状況

４　入札を希望する者の資格審査申請の方法等

⑴　申請の時期

この告示の日から令和５年８月23日までの間（県の休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

⑵　申請書の入手方法

競争入札参加資格申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から⑸に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。また、下記に示す長崎県警察のホームページから入手することもできる。

アドレス：https://www.police.pref.nagasaki.jp/

⑶　申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、⑸に掲げる場所に持参又は郵送（書留郵便など配達記録が残るものに限る。期限までに必着のこと。）により提出すること。

ア　誓約書

イ　法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ　個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民

票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
エ　県税に関し未納がないことを証する証明書
オ　消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
カ　印鑑届（様式第２号）
キ　口座振替申込書（様式第３号）
ク　その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類
⑷　申請書等の作成に用いる言語
ア　申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ　申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
⑸　申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
（住所）〒850-8548長崎県長崎市尾上町３番３号
（名称）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
（電話）095-820-0110内線2231
（長崎県ホームページアドレス）https://www.police.pref.nagasaki.jp/
5　資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第６号）により通知（郵送）する。
6　資格審査申請事項の変更
競争入札参加資格審査申請書の記載事項に変更があった場合、資格審査申請事項変更届（第７号様式）に証明書類を添付し提出すること。
7　競争入札参加資格決定通知後の変更
競争入札参加資格の決定通知後に申請内容の変更があった場合、競争入札参加資格変更審査申請書（第８号様式）に証明書類を添付し提出すること。
8　資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書による資格取得の日から令和７年９月30日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
9　資格の取消し等
⑴　競争入札参加者の資格を有する者が２の⑴又は⑺に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
⑵　競争入札参加者の資格を有する者が２の⑵に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は３年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
⑶　競争入札参加資格を取り消したとき又は３年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公　　告

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第５条第１項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第３項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和５年７月28日

長崎県知事　大石　賢吾

1　届出の概要
⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地
フリーマーケットＡＣＢ長崎時津店
（仮称）シャトレーゼ長崎時津店
長崎県西彼杵郡時津町日並郷字岩山1085番地118

⑵　届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社シーサイド城下町　代表取締役　安藤正吾
長崎県島原市湊町１番地１
株式会社Ｈ＆Ｓ　代表取締役　濱下伸人
長崎県諫早市若葉町225番地64
⑶　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社シーサイド城下町　代表取締役　安藤正吾
長崎県島原市湊町１番地１
株式会社Ｈ＆Ｓ　代表取締役　濱下伸人
長崎県諫早市若葉町225番地64
⑷　大規模小売店舗の新設をする日
令和６年３月13日
⑸　大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,355平方メートル
⑹　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア　駐車場の位置及び収容台数
店舗敷地東側　79台
イ　駐輪場の位置及び収容台数
建物正面　17台
ウ　荷さばき施設の位置及び面積
ＡＣＢ南側　150平方メートル
シャトレーゼ南東側　27平方メートル　計177平方メートル
エ　廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ＡＣＢ北西側　133.0立方メートル
シャトレーゼ北東側　1.2立方メートル　計134.2立方メートル
⑺　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社シーサイド城下町　午前10時30分から午後６時30分
株式会社Ｈ＆Ｓ　午前９時から午後９時
イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前８時から午後９時30分
ウ　駐車場の自動車の出入口の数及び位置
店舗敷地東側　２箇所
エ　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設№.１　午前８時から午後７時30分
荷さばき施設№.２　午前３時から午後９時

２　届出年月日
令和５年７月10日

３　関係書類の縦覧
⑴　縦覧期間
公告の日から４月間
⑵　縦覧場所
県政情報コーナー（県庁１階県政資料閲覧エリア内）及び時津町建設部産業振興課

４　その他
法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により次のとおり大

規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和５年７月28日

長崎県知事　大石　賢吾

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

ＯＫホーム＆ガーデン住吉店

長崎市若葉町２－23

⑵　届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ホームインプルーブメントひろせ　代表取締役　田中　美博

大分県大分市古国府四丁目７番13号

⑶　変更した事項

①大規模小売店舗を設置する者の住所並びに法人にあっては代表者の氏名

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

⑷　変更の年月日

令和５年６月１日

２　届出年月日

令和５年６月30日

３　関係書類の縦覧

⑴　縦覧期間

公告の日から４月間

⑵　縦覧場所

県政情報コーナー（県庁１階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市商工部商工振興課

４　その他

法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和５年７月28日

長崎県知事　大石　賢吾

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

ＯＫホーム＆ガーデン長与店

長崎県西彼杵郡長与町高田郷１街区５号　外

⑵　届出者の氏名又は名称及び住所

芙蓉総合リース株式会社　代表取締役　織田寛明

東京都千代田区麹町５丁目１番地１

⑶　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

⑷　変更の年月日

令和５年６月１日

２　届出年月日

令和５年６月30日

３　関係書類の縦覧

⑴　縦覧期間

公告の日から４月間

⑵　縦覧場所
　　県政情報コーナー（県庁１階県政資料閲覧エリア内）及び長与町産業振興課
４　その他
　法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和５年７月28日

長崎県知事　大石　賢吾

１　届出の概要
⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地
　　ＨＩヒロセスーパーコンボ諫早バイパス店
　　長崎県諫早市栗面町94番地
⑵　届出者の氏名又は名称及び住所
　　長崎油飼工業株式会社　代表取締役社長　本田友宏
　　長崎県諫早市下大渡野町2041番地１
⑶　変更した事項
　　大規模小売店舗において小売業を行う者の住所並びに法人にあっては代表者の氏名
⑷　変更の年月日
　　令和５年６月１日ほか
２　届出年月日
　令和５年７月５日
３　関係書類の縦覧
⑴　縦覧期間
　　公告の日から４月間
⑵　縦覧場所
　　県政情報コーナー（県庁１階県政資料閲覧エリア内）及び諫早市経済交流部商工観光課
４　その他
　法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和５年７月28日

長崎県知事　大石　賢吾

１　届出の概要
⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地
　　ＯＫホーム＆ガーデン大村店
　　長崎県大村市今津町649番１　外
⑵　届出者の氏名又は名称及び住所
　　株式会社ホームインプルーブメントひろせ　代表取締役　田中　美博
　　大分県大分市古国府四丁目７番13号
⑶　変更した事項

①大規模小売店舗を設置する者の住所並びに法人にあっては代表者の氏名
②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
⑷　変更の年月日
令和５年６月１日　ほか
２　届出年月日
令和５年７月５日
３　関係書類の縦覧
⑴　縦覧期間
公告の日から４月間
⑵　縦覧場所
県政情報コーナー（県庁１階県政資料閲覧エリア内）、大村市産業振興部商工振興課
４　その他
法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定により関係書類を縦覧に供する。
令和５年７月28日
長崎県知事　大石　賢吾
１　届出の概要
⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地
ＯＫホーム＆ガーデン平戸店
長崎県平戸市岩の上町1278番３　外７筆
⑵　届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社ホームインプルーブメントひろせ　代表取締役　田中　美博
大分県大分市古国府四丁目７番13号
⑶　変更した事項
①大規模小売店舗を設置する者の住所並びに法人にあっては代表者の氏名
②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
⑷　変更の年月日
令和５年６月１日　ほか
２　届出年月日
令和５年７月５日
３　関係書類の縦覧
⑴　縦覧期間
公告の日から４月間
⑵　縦覧場所
県政情報コーナー（県庁１階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び平戸市商工物産課
４　その他
法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第２項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和５年７月28日

長崎県知事　大石　賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第673号	混合有機質肥料	混合有機質NYKチキン	窒素全量 4.0% リン酸全量 10.0%	長崎県諫早市下大渡野町2041番地１	長崎油飼工業株式会社 代表取締役社長 本田　友宏	平成29年７月18日	令和５年７月18日から令和11年７月17日

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、一野土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和５年７月28日

長崎県知事　大石　賢吾

就任役員 理事	
氏名	住所
松田宗徳	島原市有明町大三東甲593
酒井信也	島原市有明町大三東甲623
杉野一信	島原市有明町大三東甲689-２
酒井広美	島原市有明町大三東甲509-１
酒井集	島原市有明町大三東甲625
就任役員 監事	
林田奨	島原市有明町大三東甲555

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和５年３月８日総代会議決）を認可した。

令和５年７月28日

長崎県知事　大石　賢吾

土地改良区名　　郷ノ浦東部土地改良区
認可年月日　　令和５年７月18日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和５年３月16日総代会議決）を認可した。

令和５年７月28日

長崎県知事　大石　賢吾

土地改良区名　　芦辺土地改良区
認可年月日　　令和５年７月18日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第１項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量、路線測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和５年７月28日

長崎県知事　大石　賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地　　域	期　　間
佐世保市船越町、赤崎町	令和５年８月１日から 令和６年７月30日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第２項の規定により、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所長から公共測量（基準点測量、水準測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和５年７月28日

長崎県知事　大石　賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地　　域	終　了　日
長崎県東彼杵郡東彼杵町	令和４年12月23日

一般競争入札の実施（公告）

車両メンテナンス業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和５年７月28日

長崎県知事　大石　賢吾

１　一般競争入札に付する事項

⑴　業務名

車両メンテナンス業務

⑵　業務の仕様等

入札説明書による。

⑶　履行期間

令和５年10月１日から令和７年９月30日まで

⑷　履行場所

日本国内

⑸　入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。

⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

⑶　競争入札の参加者の資格等（令和３年長崎県告示第563号、令和５年長崎県告示第514号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

⑷　この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

⑸　この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和５年２月17日付け崎組（暴排）第７号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

３　入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850－8548　長崎市尾上町３番３号

（名称）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）

（電話）095－820－0110　内線2231

（提出期限）令和５年８月23日

４　入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

５　当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850－8548　長崎市尾上町３番３号

（名称）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）

（電話）095－820－0110　内線2231

６　契約条項を示す場所

５の部局等とする。

７　入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和５年９月８日まで（県の休日を除く。）

（場所）５の部局等とする。

８　入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

９　郵送による場合の入札書の受領期限等

（受領期限）令和５年９月12日（火）17時00分必着

（提出先）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）

（その他）郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

10　入札の日時及び場所

（日時）令和５年９月13日　13時30分

（場所）長崎県警察本部３階入札室

※開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に５の部局に確認すること。

11　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の５以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の５以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上締結し、その内容を証明するもの（２件以上）を提出する場合

⑵　契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が２件以上あり、その履行を証明するもの（２件以上）を提出する場合

12　入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13　入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の⑴から⑼までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

⑴　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

⑵　入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

⑶　入札者が法令の規定に違反したとき。

⑷　入札者が連合して入札をしたとき。

⑸　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

⑹　入札者が他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をしたとき。

⑺　入札書が所定の日時までに到達しないとき。

⑻　指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

⑼　暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

⑽　所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

⑾　入札者又は代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。

⑿　入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。また、入札者（代理人を含む）の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認（確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・顔写真付きの社員証等）による。）ができないとき。

⒀　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

⒁　入札書の首標金額が訂正されているとき。

⒂　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13　落札者の決定方法

⑴　長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

⑵　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

⑶　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

⑷　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14　その他

⑴　契約書の作成を要する。

⑵　この調達契約は、世界貿易機関（ＷＴＯ）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

⑶　調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

⑷　その他、詳細は入札説明書による。

15　Summary

⑴　Nature and quantity of the services to be required:

automobile maintenance 888 cars

(2) Contract period:
October 1, 2023 through September 30, 2025

(3) Trust place:
As shown in the specification document

(4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date):
5:00 p.m. September 12, 2023

(5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m. September 13, 2023

(6) Point of Contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2231

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第36号

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第８号）第７条の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので、同規則第８条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和５年７月28日

長崎県公安委員会委員長　瀬戸　牧子

辞職を承認した者

氏　名	活　動　区　域	辞職を承認した日
和　泉　武　久	佐世保警察署の管轄区域	令和５年７月５日

発行者　長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表（八二四）一一一一
直通（八九五）二一一四

印刷所　株式会社クイックプリント
長崎市樺島町八番十二号
印刷人　寺田宏弥